

# 山梨県民信用組合での相続手続きのご案内

## お手続きの流れ

### 1. 相続発生のご連絡

まずはお電話にて、お亡くなりになられたお客さまについてお知らせください。  
なお、お手続きは予約制になっておりますので、ご希望のご来店日時をお知らせください。

お亡くなりになられたお客さまの通帳・キャッシュカードなど（お取引内容がわかるもの）をご準備のうえ、ご連絡ください。

#### ◆ お電話でのご連絡

下記フリーダイヤルへご連絡ください。

**本部相続担当** : 0120-082-200 (月～金曜日9:00～16:00)  
(土・日・祝日・12/31～1/3を除く)

#### ◆ ご来店でのお手続き

お近くの支店にご来店ください。

テレビ面談システムにより「本部相続担当」におつなぎし、専門スタッフのご案内します。

### ご注意ください

- お亡くなりになられたお客さまの口座は、相続手続きが終わるまで出し入れなどのお取引ができなくなります。
- 2019年7月の民法等の改正により設けられた「遺産分割協議前の相続預金の払戻し制度」に関するご相談は、本部相続担当（0120-082-200）または支店窓口にご連絡ください。

### 2. 必要書類のご準備

当組合所定の「相続届」等を郵送（お渡し）します。あわせて、ご提出いただく準備をお願いします。

### 3. 書類のご提出

ご準備いただいた書類は、お近くの支店窓口にご提出ください。

戸籍謄本などご提出いただいた書類の返却を希望される場合は、書類ご提出時にお申し出ください。

ご提出いただいた書類を確認し、不足書類のご連絡や内容確認のために、本部相続担当や当組合支店からお客さまにご連絡させていただく場合がございます。

### 4. 払い戻し等のお手続き

すべての必要書類を提出いただいてから約2週間で、ご指定の方法でお支払いさせていただきます。

### 5. ご注意事項

- ※ ご融資・ローンや貸金庫等預金以外のお取引がある場合は、さらに日数をいただく場合がございます。
- ※ 当組合出資金のお手続きは、別途書類を提出いただく場合がございます。
- ※ ご予約なしでご来店された場合は、ご予約のお客さまを優先させていただきます。お手続きは可能ですが、お待ちいただく場合がございます。
- ※ 予約開始時刻を過ぎてもご来店がない場合には、ご予約はキャンセルとなります。